

JBN版木造口準耐火建築物1号説明会のご案内 ～専用金物・構造・防火・施工のポイントとモデルプランの紹介～

JBN中大規模木造委員会主催によるJBN版木造口準耐火建築物1号※の説明会を開催いたします。JBN版木造口準耐火建築物1号を実現するための金物や構造設計、防耐火設計、施工方法に関するポイントについてご紹介するとともに、本構造を用いた住宅・事務所のモデルプランをご紹介いたします。

本セミナーが会員各社の受注促進につながり、今後の業務にお役立て頂きますようご案内申し上げます。

※木造口準耐火建築物1号とは、外壁を耐火構造、屋根を準耐火構造（延焼のおそれのある部分）とすることで、内部（柱、床、はり・階段等）は防火上の制限がなく自由に設計できる建築物のことです。詳細は別紙参照。

開催概要

- 日時 1/30（木）13：30 ～ 17：00（受付13：00～） 定員：500人
- 形式 Zoom ウェビナーを使用したオンラインセミナー
- 内容 防耐火：桜設計集団一級建築士事務所 代表 安井昇 様
専用金物（柱取付）性能評価：株式会社カナイ 開発部開発課主任 橋本優也 様
構造：東京大学 名誉教授 稲山正弘 様
施工：中大規模木造委員会委員 青木哲也 様
モデルプラン：株式会社アイプラスアイ設計事務所 代表取締役 飯塚豊 様
利用運用方法：中大規模木造委員会委員 青木哲也 様
- 対象 どなたでもご参加いただけます
- 参加費 無料
- お問い合わせ先 一般社団法人JBN・全国工務店協会事務局島田 TEL:03-5540-6678

参加申込方法

参加申し込みは右記のQRコードもしくはURLより申込フォームにアクセスし
申込フォーム<https://forms.gle/GrqQFs9HhkRD7Geq5>
必要事項を入力後、送信ボタンを押してください。



参加申込用QRコード

1.3 口準耐火1号建築物とは

建築基準法によると、準耐火建築物（法第2条九号の3）とする方法は、表1のとおり、3通りが例示されている。木造では、1992年の法改正により設計可能となったイ準耐火建築物で設計することが多いが、木造による耐火構造が設計可能となった2000年以降は、木造による口準耐火建築物1号も設計可能となった（口準耐火建築物2号は不燃構造で主要構造部をつくるので木造では対応不可）。

準耐火建築物は、面積規模が大きな建築物（3階建て以下）も設計できるため、火災時の建物に高度な避難安全性能、消防活動支援措置、周囲への延焼抑制性能等を持たせている。

- ① イ準耐火建築物（主要構造部準耐火構造型）は、主要構造部を45分以上壊れない部材でつくることにより、建物全体で所定の性能を確保する。
- ② 口準耐火建築物1号（外壁耐火構造型）は、外壁が壊れない耐火構造でつくることにより、建物内部の延焼は抑えにくい、周辺建物への延焼抑制性能を確保している。
- ③ 口準耐火建築物2号（不燃構造型）は躯体を燃えないものでつくることにより所定の性能を確保している。

表1 準耐火建築物の種類

| イ準耐火建築物（主要構造部準耐火構造） | 口準耐火建築物1号（外壁耐火構造型） | 口準耐火建築物2号（不燃構造型） |
|--|---|--|
| <p>延焼のおそれのある部分</p> <p>屋根葺材：不燃材料</p> <p>屋根の屋内側又は直下の天井：30分</p> <p>軒裏：45分</p> <p>間仕切壁：45分</p> <p>床：45分</p> <p>軒裏：30分</p> <p>外壁（非耐力）：30分</p> <p>防火戸（防火設備）</p> <p>階段：30分</p> <p>はり：45分</p> <p>外壁（耐力）：45分</p> <p>柱：45分</p> <p>※時間は準耐火構造の要求時間</p> | <p>延焼のおそれのある部分</p> <p>屋根葺材：不燃材料等</p> <p>屋根の構造：20分</p> <p>防火戸（防火設備）</p> <p>外壁：耐火構造</p> | <p>延焼のおそれのある部分</p> <p>屋根葺材：不燃材料等</p> <p>3F床：30分</p> <p>防火戸（防火設備）</p> <p>床：準不燃材料</p> <p>外壁：準不燃材料</p> <p>階段：準不燃材料</p> <p>はり：不燃材料</p> <p>柱：不燃材料</p> |
| <p>すべての主要構造部を準耐火構造として一定時間建物が崩壊しないようにする 【主に木造】</p> | <p>外壁を耐火構造として、一定時間建物が崩壊しないようにする 【主にRC造、木造】</p> | <p>主要構造部を不燃材料等でつくり、一定時間建物が崩壊しないようにする 【主に鉄骨造】</p> |

準耐火建築物として最も多く建築されているのが、図1の準防火地域の3階建て住宅（延べ面積500㎡以下）である。

3階建て住宅では、多くの場合、主要構造部を準耐火構造としたイ準耐火建築物として建築されるが、稀に外壁を耐火構造とした口準耐火建築物1号で建築されている。

ロ準耐火建築物 1号は、レンガ造や組積造のように外壁を先に自立するように施工し、その後、床や屋根を木造や鉄骨造でつくる。レンガ造や組積造等の倉庫や工場をつくる技術して導入されたロ簡易耐火建築物が前進である。

2000年の法令改正により、木造で耐火構造とすることが可能となったために、ロ準耐火建築物 1号も木造で設計可能となったが、レンガ造や組積造のように、内部の床や間仕切が燃え落ちてでも外壁が自立するように設計する必要がある。その点が、一般的な木造とは異なる点であり、防耐火設計上のポイントとなる。

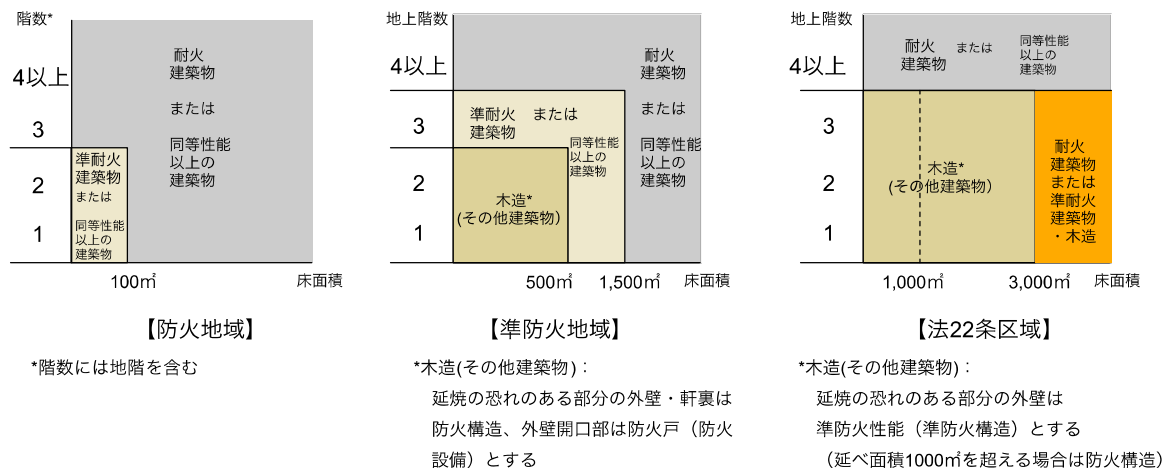


図1 防火・準防火地域、法22条区域の防耐火構造制限（法第61条、法第22条）